

議第 8 号

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 27 年京丹後市条例第 25 号)の一部を別記のように改正する。

令和 2 年 6 月 26 日提出

京丹後市議会議長 金 田 琮 仁 様

提出者 京丹後市議会議会運営委員会委員長 池 田 惠 一

提案理由

政務活動費の交付額について、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例(平成27年京丹後市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「政務活動費として交付する額」を「政務活動費の交付額」に、「基礎」を「上限」に、「算定した額を上限とする。」を「算定した額とする。」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例(平成27年京丹後市条例第25号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例 平成27年2月27日 条例第25号</p> <p>第1条～第6条 (略) (交付額及び交付方法)</p> <p>第7条 <u>政務活動費として交付する額は</u>、月の初日(以下「基準日」という。)に在職する議員1人につき月額15,000円を<u>基礎</u>とし、交付対象となった月から当該年度の3月末日までを期間として<u>算定した額を上限</u>とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第8条～第16条 (略)</p> | <p>京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例 平成27年2月27日 条例第25号</p> <p>第1条～第6条 (略) (交付額及び交付方法)</p> <p>第7条 <u>政務活動費の交付額</u>は、月の初日(以下「基準日」という。)に在職する議員1人につき月額15,000円を<u>上限</u>とし、交付対象となった月から当該年度の3月末日までを期間として<u>算定した額</u>とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第8条～第16条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和2年7月1日から施行する。</u></p> |